

厚木市学校給食センター運営委員会の公募委員選考基準

この基準は、厚木市学校給食センター運営委員会公募委員選考委員会規程に定める選考委員会が厚木市学校給食センター運営委員会の公募委員を選考するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 選考対象人員

3人

2 選考の方法

選考委員会は、公募委員の選考に当たって、提出された厚木市学校給食センター運営委員会委員応募申込書により、応募の動機や運営委員としての資質について、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、選考委員の合計評価数値をもって順位を付け、上位の者を委員候補者とする。

ただし、合計評価数値が、選考委員の人数に15点を乗じた点数に満たない者は、委員候補者としなない。また、合計評価数値が同点となった場合は、選考委員により総合的に判断し、必要に応じて序列化する。

項 目	良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
(1) 抱負や意見がよく書かれているか	5	4	3	2	1
(2) 文書の構成がよく、分かりやすい表現をしているか	5	4	3	2	1
(3) 運営委員としての役割を理解しているか	5	4	3	2	1
(4) 給食に関する熱意が感じられるか	5	4	3	2	1
(5) 協調性が感じられるか	5	4	3	2	1
縦枠の合計点数					

3 その他

応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

附 則

この基準は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月21日から施行する。